

第2回横浜市瀬谷区地区センター及び老人福祉センター指定管理者選定委員会議事録

- 1 会議名
第2回横浜市瀬谷区地区センター及び老人福祉センター指定管理者選定委員会
- 2 日時
平成17年6月25日（土）10時から17時まで
- 3 場所
瀬谷区役所大会議室
- 4 出席者
岩倉委員長、緒賀委員、桑波田委員、坂間委員、佐藤委員、宇佐美委員、椎名委員、村橋委員
- 5 傍聴者
無し
- 6 説明事項
応募状況、スケジュール、審査手順等
- 7 審議事項等
 - (1) 選定委員会の公開・非公開の決定
 - (2) 評価の最低基準の設定について
 - (3) 書類審査
 - (4) 面接審査
 - (5) 評価
- 8 説明事項及び審議事項等

- 1 説明事項
応募状況、スケジュール、審査手順等

〈事務局〉

応募状況、スケジュール、審査手順等について説明

委員の質疑等特になし

- 2 審議事項等

- (1) 選定委員会の公開・非公開の決定

(委員長)

委員会を非公開にするかどうかを決めたいと思います。原則は公開ですがいかがいたしますか。

(委員)

事務局の方で何かありますか。

〈事務局〉

特にありません。委員会の判断で結構です。参考に各区の状況をご説明いたします。

(委員)

今回については非公開で良いのではないのでしょうか。

(委員長)

他に意見はありませんか。無いようでしたら、非公開とすることにしますが、よろしいですか。

(委員全員)

異議なし。

委員会は非公開で行うことに決定

(2) 評価の最低基準の設定について

(委員長)

1 団体のみ応募施設があるとともに適正な管理を担保するために、評価の最低基準を設定するかどうかを議論したいと思います。

(委員)

評価を行う際に自然とボーダーラインが見えてくるのではないですか。評価の時点で検討してはどうですか。

(委員長)

他に意見はありませんか。無いようでしたら、評価の時点で再度検討することにしたいと思います。よろしいですか。

(委員全員)

異議なし。

評価の最低基準の設定は、「評価後」に再度検討することに決定

(3) 書類審査

〈事務局〉

書類審査について説明（応募書類を黙読後、意見交換）

ア 阿久和地区センター

(委員)

「ご意見箱」（様式2-4）を設置する。とありますが、現在は行われているのではないですか。

〈事務局〉

提案内容は18年度からの内容と考えて頂きたい。

(委員)

「新館と既存館との違い」（様式2-6）のことを説明しているところがありますが、阿久和地区センターは、新館ではないので分かりません。

〈事務局〉

面接審査の際にご質問ください。

(委員)

団体の経営等金銭にかかわる部分の判断が難しい。

〈事務局〉

経営診断報告書等を参考にしてください。

イ 中屋敷地区センター

(委員)

施設協会の区見込み額（様式5-1 E欄）に記入されている金額は間違っているのではないですか。

〈事務局〉

誤りです。

(委員)

館長1名・指導員2名(様式5-1)は指定の人数ですか。

〈事務局〉

そうです。

(委員)

施設協会の提案にある「パラダイムチェンジ」(様式2-2)とはどういうことですか。

〈事務局〉

面接審査の際にご質問ください。

(委員)

- ・建物管理ネットワークは指定管理者に申請するため、特定非営利活動法人になったのですか。
- ・ISOは、どの団体で取得したのですか。

〈事務局〉

「設立趣旨」を参考にしてください。前段階として横浜建物管理協同組合があるようです。

ウ 瀬谷センター(瀬谷地区センター、老人福祉センター瀬谷和楽荘)

(委員)

施設協会の利用料金見込額(様式5-1 E欄)が、区の見込み予定額より低いがどう扱うのですか。

〈事務局〉

現在運営している状況で、見込額を出したと思われませんが、区の予定見込額で行います。

(4) 面接審査

〈事務局〉

面接審査について説明(応募団体の説明及び質疑、その後、評点表記入)

ア 阿久和地区センター

(ア) 応募団体「瀬谷区区民利用施設協会」

施設協会の経緯、運営費の節減等についての説明

a 質疑

(委員)

「ご意見箱」(様式2-4)設置のその後の対応はどうですか。

〈瀬谷区区民利用施設協会〉

これまでも3地区センターで実施しており、件数としては少ないが、館長、指導員が熟読し、改善できるものは改善し、全館に関するものは協会連絡会で協議し対応しています。また、対応できなければ代案を示すなど種々の対応を取っています。

(委員)

「パラダイム・チェンジ」(様式2-2)について説明してください。

〈瀬谷区区民利用施設協会〉

基本的な考え方の変更をしていくという事です。

(委員)

「新館と既存館との違い」(様式2-6)のことを説明しているところがありますが、阿久和地区センターは新館ではないがどういう事ですか。

〈瀬谷区区民利用施設協会〉

阿久和地区センターは既設館ですので、自主事業終了後のグループが育っているため、その育成と対応がひとつのテーマとなります。また、新設館のように、新たなグループの育成も課題のひとつとなります。そうしたことを踏まえて両方の調和・公平性確保が課題のひとつとなると考えています。

(委員)

管理費の削減(様式2-7)で、エレベーターをフルメンテナンスからPOGメンテに変えるとの事ですが、築年数を重ねるとフルメンテナンスにした方が、結果的に安く抑えられると思いますか。

〈瀬谷区区民利用施設協会〉

現状ではまだ大きなトラブルも少なく、経費節減効果も大きいことから提案しました。毎年状況を見守りながら契約内容を見直したいと思います。

(委員)

職員の意識改革の推進(様式2-5)で、管理からサービスとはどういうことですか。

〈瀬谷区区民利用施設協会〉

職員の意識の改革が第一に重要で、ともすれば経験をかさねるに従い、管理者意識が高まる傾向があります。適宜研修を実施し、日頃から監督者を通じ、サービス意識を持つよう促していきます。

イ 中屋敷地区センター

(ア) 応募団体「瀬谷区区民利用施設協会」の説明

3 施設の運営・利用者提供、運営費の節減等について説明

a 質疑

(委員)

冷暖房保守(様式5-1)の金額が高く思いますがどうですか。

〈瀬谷区区民利用施設協会〉

3地区センターで配備された機器等に違いがあり、施設集中管理も含まれているためです。

(委員)

害虫駆除(様式5-1)が0円だが、害虫駆除はしないのですか。

〈瀬谷区区民利用施設協会〉

必要に応じ実施しますが、「その他の費用」で対応していきます。

(委員)

自主事業計画(様式3)でスポーツ教室の対象者は小中学生ですが、成人対象はないのですか。

〈瀬谷区区民利用施設協会〉

自主事業計画(様式3)では「ワンパクホリデー」での計画なので小中学生となります。また、成人は独自の団体が育っており、大会や教室などが実施されており、自主事業でやらなくても活動が行われています。

(委員)

自主事業(様式3)の定員が20~30人に限られているのはなぜですか。

〈瀬谷区区民利用施設協会〉

部屋の広さや講師の目の届く範囲によって適正人数を考えていますが、応募者が多い場合には回数を増やすなどで対応していきます。

(イ) 応募団体「特定非営利活動法人 建物管理ネットワーク」の説明

特定非営利活動法人立ち上げの経緯、自主事業の取組等について説明

a 質疑

(委員)

建物管理は専門なので得意と思われそうですが、人員の採用や研修についてはどのように考えていますか。

(特定非営利活動法人 建物管理ネットワーク)

市の職員 OB、施設管理経験者がメンバーにいますので、それらの人員や、現在のスタッフも可能であれば採用していきたいと思います。

また、研修については、他区の施設にも応募しており、どのくらい受託できるか分かりませんが、必要人数を採用し、研修は、専門機関に依頼したいと思います。特に接遇面の研修を重視したいと思います。

(委員)

共同組合から NPO 法人になった経緯、相違点は何か。

(特定非営利活動法人 建物管理ネットワーク)

指定管理者選定を踏まえ NPO 法人を今年度設立しました。現状では組合員がそのまま構成委員になっています。建物管理は専門なので効率的で充実した対応が取れます。

(委員)

地区センターを選んだ理由、申請をする上での売りはどんなことですか。

(特定非営利活動法人 建物管理ネットワーク)

中屋敷地区センターを選んだ理由としては建物が新しくリスクが低いからです。自主事業としてハウスクリーニングは特に得意な分野です。

(ウ) 応募団体「社会福祉法人 誠幸会」の説明

運営施設や中屋敷地域ケアプラザとの一体管理による経費削減、特徴を生かした運営等について説明。

a 質疑

(委員)

清掃(様式5-1)が500万円となっていますがどういうことですか。

(社会福祉法人 誠幸会)

質問の回答に瀬谷センターでの実績経費が500万円と出ていたので、その金額をいれました。

地域ケアプラザでの状況を考えると基本部分は50万円くらいでもできるかもしれません。

(委員)

自主事業(様式3・4)の内容が乏しく思いますが、実費をとっても自主事業にあてたりはしないのですか。

(社会福祉法人 誠幸会)

今回の提案書では、実費を取る事業については加えていませんでした。そのため乏しく見えているのだと思います。

(委員)

職員の研修についてはどのように考えますか。

(社会福祉法人 誠幸会)

現在、ケアプラザで行っている研修(年数回)と同様の回数は確保したいと思っています。

ウ 瀬谷センター

(ア) 応募団体「瀬谷区区民利用施設協会」の説明

運営費の節減、利用料金等について説明

a 質疑

(委員)

利用率をあげるためには、どのようなことを考えていますか。

(瀬谷区区民利用施設協会)

自主事業により新たな利用者の開拓や夜間の利用率を増やすことです。また、高齢者の割合が8割のグループが無料となるが、実際は8割を満たしていないグループもあるので、今より確認を厳正にします。

(イ) 応募団体「日本労働者協同組合連合会センター事業団」の説明

指定管理者としての他施設運営、子育て関係事業等について説明

a 質疑

(委員)

貴団体はどのような組織ですか。

〈日本労働者協同組合連合会センター事業団〉

生活協同組合と同じ仕組みです。生協は商品を扱いますが、こちらでは労働力を扱っています。中高年雇用福祉事業団が前身の組織です。

(委員)

拠点はどこですか。

〈日本労働者協同組合連合会センター事業団〉

東京に本部があり、市内では関内に支部があります。

(委員)

併設館の運営をどのように考えますか。

〈日本労働者協同組合連合会センター事業団〉

地区センターでは生涯学習が柱になると考えますが、未知数です。

ただ、子どもから高齢者までを分けることなく運営することに是非取り組んでみたいと考えています。

(5) 評価

〈事務局〉

評価について説明（各委員の評点表集計後、配布しそれに基づき優先交渉権者、第2位交渉権者の選定）

(委員長)

それでは、阿久和地区センターの交渉権者について協議したいと思います。阿久和地区センターには「瀬谷区区民利用施設協会」しか応募がありませんでした。そして、総得点の78%の得点をとっています。いかがいたしますか。

(委員)

交渉権者として決定してもよいと思います。

(委員長)

他に意見はありませんか。無いようでしたら、阿久和地区センターの優先交渉権者を「瀬谷区区民利用施設協会」に決定します。

(委員全員)

異議なし。

阿久和地区センターの優先交渉権者に決定

(委員長)

次に、複数の応募がありました中屋敷地区センターと瀬谷センターの評点集計表をご覧いただいて、評価の最低基準について協議したいと思います。

(委員)

評価の最低基準を設定するかどうかの話があったとき、評価した後、ボーダーラインが見えてくるのではないかと、言ったのは、第2位がボーダーラインに成りえるかどうかを検討すれば、自然とラインが決められるのではと考えたからです。

(委員)

ボーダーラインは、60%か65%というところではないでしょうか。

(委員)

地域ケアプラザの指定管理者選考の時は6割をボーダーラインとしました。また、項目によって極端に点数が低い場合には、付帯条件をつけることもしました。

(委員)

大学では60点を及第点としています。今回も60%程度が合格点だと思います。

(委員)

評価の最低基準を設定するかどうかの話があったとき、ボーダーラインは60%と発言しようと思っていました。

(委員長)

最低基準は60%という意見が多いようですので、そのように決めてよろしいですか。

(委員全員)

異議なし。

評価の最低基準は60%に決定

(委員長)

それでは、中屋敷地区センターと瀬谷センターの優先交渉権者及び第2位交渉権者について協議したいと思います。

中屋敷地区センターには3団体の応募がありました。評点合計の第1位は「瀬谷区区民利用施設協会」です。また、第2位は「特定非営利活動法人 建物管理ネットワーク」です。それぞれ最低基準以上の得点を取っていますので、優先交渉権者を「瀬谷区区民利用施設協会」、第2位交渉権者を「特定非営利活動法人 建物管理ネットワーク」としたいと思いますが、いかがですか。

(委員全員)

異議なし。

中屋敷地区センターの優先交渉権者は「瀬谷区区民利用施設協会」、
第2位交渉権者は「特定非営利活動法人 建物管理ネットワーク」に決定

(委員長)

次に瀬谷センターについてですが、応募団体は2団体です。評点合計の第1位は「瀬谷区区民利用施設協会」です。また、第2位は「日本労働者協同組合連合会センター事業団」です。それぞれ最低基準以上の得点を取っていますので、優先交渉権者を「瀬谷区区民利用施設協会」、第2位交渉権者を「日本労働者協同組合連合会センター事業団」としたいと思いますが、いかがですか。

(委員全員)

異議なし。

瀬谷センターの優先交渉権者は「瀬谷区区民利用施設協会」、
第2位交渉権者は「日本労働者協同組合連合会センター事業団」に決定

(委員長)

他にご意見はありますか。

(委員)

今回の決定に関しての意見があれば、それを付帯意見として交渉に生かしていただきたい。

(委員長)

それではご意見をどうぞ。

(委員)

地域の文化・スポーツ・コミュニティ形成の重要な拠点となる施設であり、その目的にあった管理運営をお願いします。文化、スポーツの発展に寄与していただきたい。

(委員)

地域の拠点として重要な場所と考えています。また、地区センターは多くの子どもたちも利用し、その素顔を見せる大切な場所であり、その運営には厳しい目と暖かい目の両方で見守っていただきたい。

(委員)

今回の指定管理者制度導入により既存の業者も一段と経費節減とサービス向上を図る提案をしてきており、競争論理にたった波及効果は大きい。全体的に運営費削減の努力を感じましたが、人員を少なくした場合にきちんと運営ができるか、その後のチェックも重要だと思います。

(委員)

指定を受けた所は創意工夫をし、さらに効率的かつ適切な運営をしていただきたい。

(委員長)

他に何かありませんか。

(委員全員)

特にありません。

(委員長)

無いようですので、これで終了いたします。

9 審議結果

1 選定委員会の公開・非公開の決定
非公開としました。

2 評価の最低基準の設定について
評価の最低基準を60%としました。

3 評価

(1) 横浜市阿久和地区センター

ア 優先交渉権者

「瀬谷区区民利用施設協会」が選定されました。

イ 第2位交渉権者

なし

(2) 横浜市中屋敷地区センター

ア 優先交渉権者

「瀬谷区区民利用施設協会」が選定されました。

イ 第2位交渉権者

「特定非営利活動法人 建物管理ネットワーク」が選定されました。

(3) 横浜市瀬谷センター（横浜市瀬谷地区センター、老人福祉センター横浜市瀬谷和楽荘）

ア 優先交渉権者

「瀬谷区区民利用施設協会」が選定されました。

イ 第2位交渉権者

「日本労働者協同組合連合会センター事業団」が選定されました。